

京田辺市社会教育関係団体認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会教育関係団体の認定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 社会教育関係団体とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定するものをいう。

(認定)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当する団体を京田辺市社会教育関係団体と認定するものとする。

- (1) 社会教育に関する事業（次項の地域の教育力向上を図る事業又は第3項の家庭教育支援事業をいう。）を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 代表者を置き、構成員が原則として10名以上の団体であること。
- (3) 住民が自由に加入できる団体で、構成員のうち市内在住・在勤者が3分の2以上を占めていること。
- (4) 団体の活動が構成員の参画により計画され、自主的に運営されていること。
- (5) 構成員の学習及び向上を主とする団体であること。
- (6) 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。
- (7) 住民に団体の活動状況を公開できること。
- (8) 政治活動、宗教活動及び営利活動を行わない団体であること。

2 前項第1号において、「地域の教育力向上を図る事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 地域、学校、家庭等が連携して行う活動のうち、年間を通じ同一テーマで継続して実施するもの又は地域住民に対して行う生涯学習関係の講演会、研修会等
- (2) 青少年とともに実施する社会奉仕、自然体験等の体験活動

(3) 青少年又は地域住民に対する助言又は指導

3 第1項第1号において、「家庭教育支援事業」とは、保護者又は地域住民に対し、家庭教育に関する学習機会の提供を行うものをいう。

(取消し)

第4条 前条の規定により社会教育関係団体と認定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当する場合、教育委員会は、その認定を取り消すことができる。

(1) 前条のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 虚偽の申請により団体の認定を受けたとき。

(3) その他教育委員会が認定を適当でないと認めたとき。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この内規は、平成8年1月14日から適用する。

平成9年4月1日からの市政施行に伴い、田辺町を京田辺市に改める。

附 則(令和8年 月 日)

1 この基準は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前に、京田辺市社会教育関係団体として認定を受けていた団体は、令和14年3月31日までの間は、改正後の京田辺市社会教育関係団体認定基準により社会教育関係団体として認定を受けた団体とみなす。

【参考：社会教育法】

(社会教育関係団体の定義)

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

京田辺市社会教育関係団体認定基準

改正案	現 行	改正理由
<p><u>京田辺市社会教育関係団体認定基準</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この<u>基準</u>は、社会教育関係団体の認定について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 社会教育関係団体とは、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定するものをいう。</p> <p>(認定)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当する団体を京田辺市社会教育関係団体と認定するものとする。</p> <p>(1) <u>社会教育に関する事業</u>(次項の地域の教育力向上を図る事業又は第3項の家庭教育支援事業をいう。)を行うことを主たる目的としていること。</p> <p>(2) 代表者を置き、構成員が原則として<u>10名</u>以上の団体であること。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 構成員の<u>学習及び向上</u>を主とする団体であること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 政治活動、宗教活動及び営利事業を行わない団体であること。</p>	<p><u>京田辺市社会教育関係団体認定基準について(内規)</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p>1 この内規は、京田辺市における社会教育関係団体の認定に関し、基準とすることを目的とする。</p> <p>(社会教育関係団体の定義)</p> <p>2 社会教育関係団体とは、社会教育法第10条に規定するものをいう。</p> <p><u>(社会教育関係団体の認定要件)</u></p> <p>3 下記の要件を満たす団体で、京田辺市社会教育委員会議の意見を聞いて、京田辺市教育委員会が認定する。</p> <p>(1) <u>社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としていること。</u></p> <p>(2) 代表者を置き、構成員が原則として<u>30名</u>以上の団体であること。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 団体の活動内容が、スポーツ活動、レクリエーション活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動等、構成員全員を対象とし、かつ、構成員相互の有機的結び付きをもっておこなわれる活動が主体であること。</p> <p>(6) 構成員の<u>学習・向上</u>を主とする団体であること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 政治活動、宗教活動および営利事業を行わない団体であること。</p>	字句の整理 認定基準の整理 字句の修正 認定基準の整理 取消規定の追加
<p>2 前条第1項において、「地域の教育力向上を図る事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。</p> <p>(1) 地域、学校、家庭等が連携して行う活動のうち、年間を通じ同一テーマで継続して実施するもの又は地域住民に対して行う生涯学習関係の講習会、研修会等</p> <p>(2) 青少年とともに実施する社会奉仕、自然体験等の体験活動</p> <p>(3) 青少年又は地域住民に対する助言又は指導</p> <p>3 第1項第1号において「家庭教育支援事業」とは、保護者又は地域住民に対し、家庭教育に関する学習機会の提供を行うものをいう。</p> <p>(取消し)</p>		
第4条 前条の規定により社会教育関係団体と認定を受けた団体が、次の各号のいずれ		

京田辺市社会教育関係団体認定基準

改正案	現 行	改正理由
<u>かに該当する場合、教育委員会は、その認定を取り消すことができる。</u> <u>(1) 前条のいずれかに該当しないこととなったとき。</u> <u>(2) 虚偽の申請により団体の認定を受けたとき。</u> <u>(3) その他教育委員会が認定を適当でないと認めたとき。</u> <u>(委任)</u>		
<u>第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。</u>		委任規定の追加